

東北大震災被災者の既存債務問題の抜本的解決を求める緊急決議

平成23年3月11日、マグニチュード9.0という未曾有の大地震と、1000年に一度とも言われる大津波により、東北地方を中心に多数の者が被災し、その有する居住建物、自動車及び事業用財産など、無数の財産が一瞬のうちに失われた。

しかし、被災者は、自己の資産を失った一方で、住宅ローン債務や自動車ローン債務、リース関連債務（以下、「既存債務」という。）については相変わらず負担し続けねばならない現状にある。

被災者は、失われた資産に関する既存債務を支払いながら、今後の生活に向けて生活用品を購入したり、新たな住居に入居するための転居費用を工面しなければならない、経済的に極めて過酷な状況に置かれており、復興の足かせになることは明らかである。

また、特に津波被災地については、交通機関が発達していないことから、自動車の購入が就業する上でも生活する上でも必要不可欠であるのに、既存債務の支払に迫られていれば、生活必需品である自動車を購入することも困難である。

こうした状況のなか、金融機関のなかには債務の返済猶予を行っているものもあるが、あくまで各金融機関の自主的な判断に委ねられており、中には1ヶ月しか猶予を認めないという金融機関も存在する。また、あくまでも返済の猶予にすぎず、いずれ約定に従った返済が予定されているのであるから、単なる問題の先延ばしにすぎない。

このように、既存債務に拘束されていることは、大震災により精神的に疲れ果てた被災者にとっては、経済的、精神的にさらなる圧迫そのものであり、この状態を放置することは被災者の生存権保障の見地からも許されてはならない。実際、本年4月以降、被災地域での自殺者数が前年比で増加していることは、重く受け止めなければならない事実である。

このような既存債務問題につき、国会では、金融機関が債務免除をしやすいように、免除をする場合の私的整理ガイドラインを策定するなどの解決策が議論されているが、最終的には各金融機関の判断に委ねられるものであり、抜本的解決としては不十分と言わざるを得ない。

私たちは、被災地域の被災者が、最低限、大震災により失われた物に関する既存債務から一日も早く解放されることにより、人間らしい生活と復興に向けての経済力を回復すべく、既存債務からの抜本的な解決を求め、以下の通り決議する。

- 1 国は、被災者が大震災により失った物に関する既存債務から、一刻も早く被災者を解放するとの政策をとること
- 2 金融機関は、上記政策がとられるまでの間、被災者より支払が困難であるとの申述を受けたときには、最短でも2年間は支払を求めるなどの請求行為に及ばないこと
- 3 信用情報機関は、被災地在住者が支払を延滞したときであっても、少なくとも2年間は延滞情報を登録しないとの運用を行うこと

2011年7月9日

全国クレジット・サラ金問題対策協議会札幌拡大幹事会参加者一同